

iDeCo 加入者数が100万人超え

加入率引き上げへさらなる制度見直しを

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

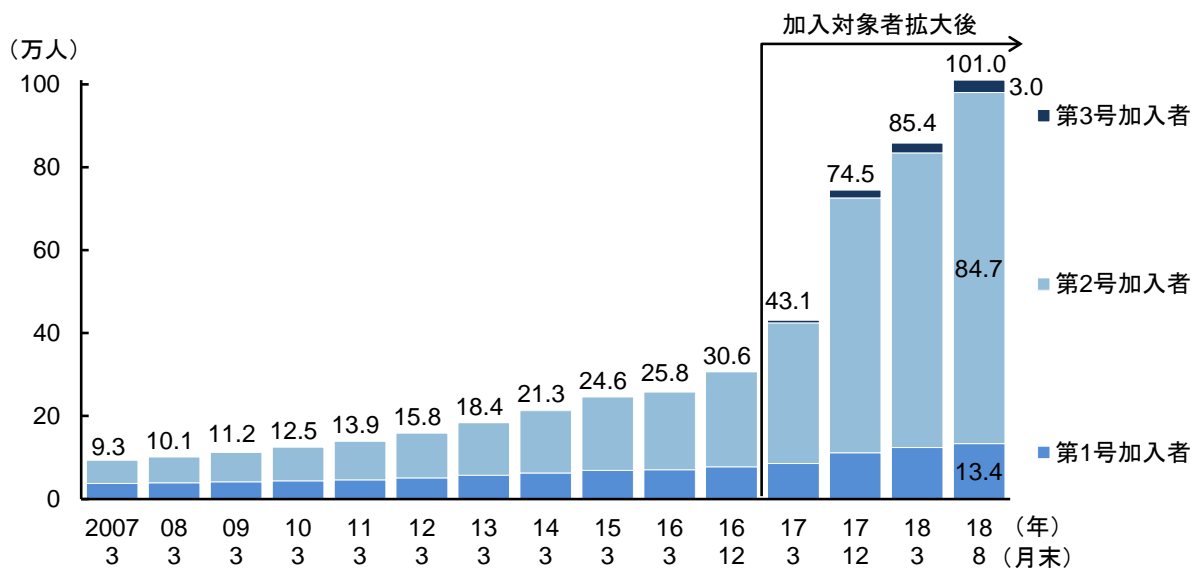
naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数が100万人を超えた。2017年1月の改正により、ほぼ全ての現役世代がiDeCoに加入できるようになったためであるが、加入率で見るとまだ低い
- iDeCoの掛金額の分布をみると、拠出限度額が高い第1号加入者を除き、拠出限度額に近い額を拠出している加入者の割合が高く、限度額の見直しが検討課題である
- 60歳代の就業者が増加するなか、資格喪失年齢を60歳から引き上げるなど、継続的にiDeCoの見直しを進め、国民の資産形成の一手段として利用しやすい制度にすることが必要である

1. iDeCo 加入者数が増加し100万人を上回る水準に

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度である。企業が掛金を拠出する「企業型」と、加入者自身が掛金を拠出する「個人型」がある¹。このうち、個人型の確定拠出年金はiDeCo（イデコ）という愛称で知られているが、2018年8月にiDeCo加入者数が100万人を超えた。2017年1月の制度改正によりiDeCoの加入対象者が拡大²したことから改正前と比較して加入者数が急増していたが、2018年8月末時点の加入者数は101.0万人と、改正前2016年12月末の30.6万人から3倍を超えた（図表1）。

図表1 iDeCo 加入者数の推移



(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

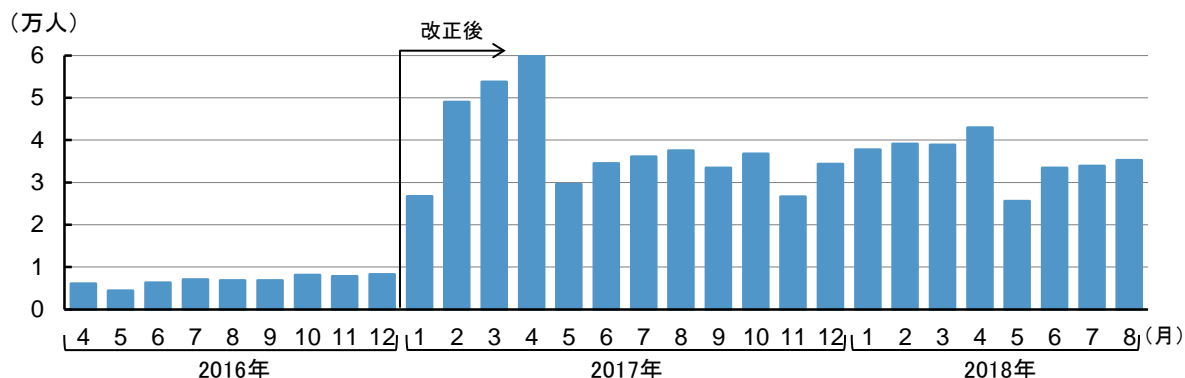
月別の新規加入者数をみると、2016年は毎月1万人未満であったが、改正後の2017年以降は2.6万人～6.0万人で推移している（図表2）。新規加入者が急増した2017年2月～4月を除くと、1カ月あたり平均で3.5万人程度増加している。

2. iDeCo 加入者数の内訳

2018年8月末時点のiDeCo加入者101.0万人の内訳をみると、第1号加入者（国民年金第1号被保険者、自営業者等）が13.4万人、第2号加入者（同第2号被保険者、会社員や公務員等）が84.7万人、第3号加入者（同第3号被保険者、専業主婦等）が3.0万人であり、第2号加入者が全加入者の8割以上を占める（図表3）。

なお、第2号加入者については、企業年金がある会社員が10.9万人、企業年金がない会社員が53.7万人、共済組合員が20.1万人となっている（図表3）。iDeCoが企業年金のない企業の従業員の高齢期の所得確保に一定の役割を果たしているといえよう。

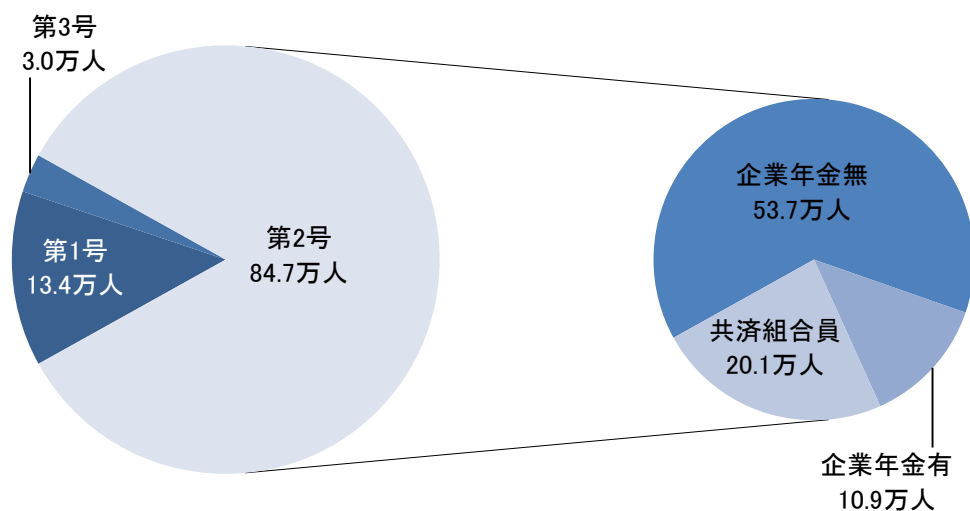
図表2 iDeCo の新規加入者数の推移



(注) 新規加入者は、前月21日から当月20日までの間に国民年金基金連合会で加入申請書を受け付け、当月末までに入力手続きが完了した人数。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

図表3 iDeCo 加入者 101.0 万人の内訳 (2018 年 8 月末時点)



(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

iDeCoの加入者数が100万人を超えたとはいえ、現役世代の人数に占める加入者の割合は依然として低い。2016年度末の公的年金の被保険者数は、①国民年金第1号被保険者が1,575万人、②同第2号被保険者が4,063万人、③同第3号被保険者が889万人であり、それぞれの被保険者に対するiDeCoの加入者（2018年8月末時点）の割合をみると、①0.9%、②2.1%、③0.3%にとどまっている。

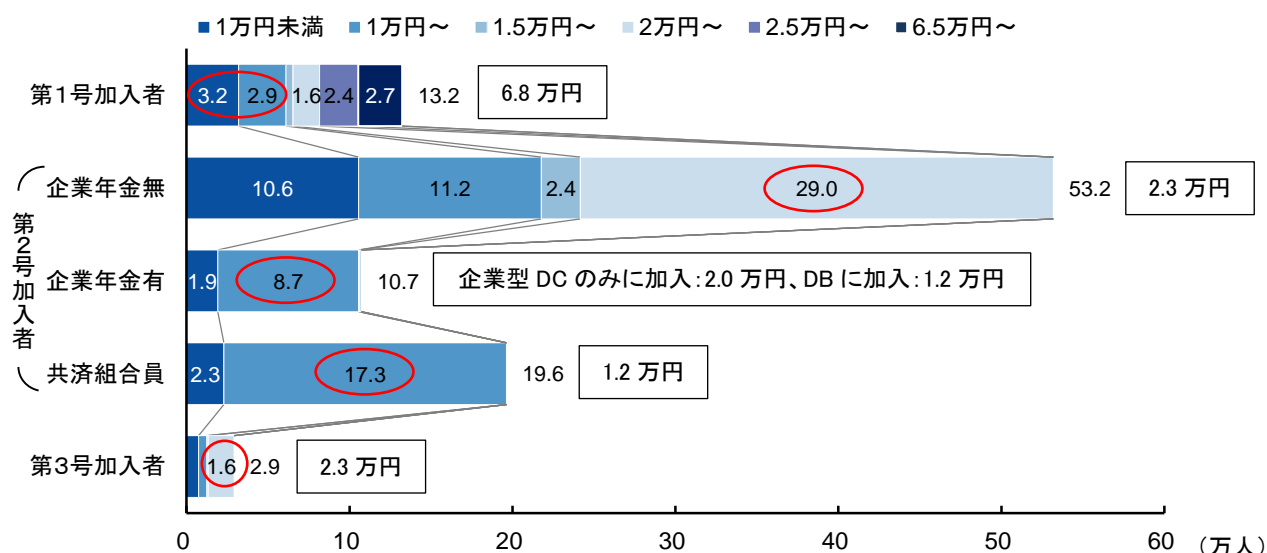
3. iDeCoの掛金額分布状況

iDeCoの掛金は、月々5,000円以上1,000円単位で加入資格に応じた拠出限度額の範囲内で設定できる。なお、2018年1月からは年単位での拠出も可能になっており、加入者が年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出することもできる。

掛金を毎月定額拠出をしているiDeCo加入者の掛金額の分布状況を確認すると（図表4）、第1号加入者については、国民年金基金や国民年金付加保険料³との合算枠であることから、iDeCoに拠出できる限度額は6.8万円（月額、以下同じ）より低い加入者もいるが、掛金額が1.5万円未満の加入者が6.1万人と全体（13.2万人）の半数弱を占める。

一方、第2号加入者については、企業年金無の加入者は拠出限度額が2.3万円であるが、掛金額2万円以上が29.0万人と全体（53.2万人）の半数を超えているほか、企業年金有の加入者は掛金額1万円以上1.5万円未満が8.7万人で全体（10.7万人）の8割を超える。企業年金有の加入者のうち、企業型確定拠出年金のみに加入している場合にはiDeCoの拠出限度額は2.0万円であるが、企業年金有の加入者の多くはDB（確定給付企業年金、厚生年金基金）の加入者であり、拠出限度額の1.2万円を含む1万円以上1.5万円未満を拠出する加入者が多いとみられる。

図表4 iDeCoの掛金額分布状況（2018年8月末時点）



(注) 1. 毎月定額拠出の加入者のみ。他に年単位拠出の加入者が1.3万人いる。

2. □内は月額の拠出限度額、DCは確定拠出年金、DBは確定給付企業年金や厚生年金基金。第1号加入者は国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

共済組合員は拠出限度額が1.2万円であるが、拠出額分布をみると掛金額1万円以上が17.3万人で全体（19.6万人）の9割弱を占める。第3号加入者は拠出限度額が2.3万円であり、拠出額2万円以上が1.6万人と全体（2.9万人）の半数以上となっている。

以上のとおり、拠出限度額が大きい第1号加入者を除いて、拠出限度額に近い額を拠出している加入者が多い。確定拠出年金は制度創設以来、数次にわたり拠出限度額の引き上げが行われてきたが、さらなる引き上げについて早急に検討すべきであろう。

4. 運用指図者と自動移換者

iDeCoには加入者以外に、運用指図者と自動移換者がいる。運用指図者は、掛金の拠出を行わず運用の指図のみを行う者を指す。具体的には、iDeCoの加入資格を喪失した者（60歳に到達した者、国民年金被保険者の資格を喪失した者、保険料免除者になった者等）や、加入者であった者が掛金の拠出をやめて運用指図者になることを申し出た者である⁴。

また、自動移換者は、退職により企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失後、6カ月以内に年金資産の移換等の手続きをしなかった場合に、その資産が国民年金基金連合会に自動的に移換された者である。この場合は運用が行われず、手数料のみが徴収される。

運用指図者と自動移換者は、確定拠出年金の制度の普及とともに増加している。2018年8月時点の運用指図者は54.6万人、自動移換者は76.8万人であり、両者を合わせると加入者数（101.0万人）を超える規模である。

運用指図者については、掛金の拠出が困難な場合にはやむを得ないが、60歳に到達したことにより運用指図のみを行っている者に対しては、掛金の拠出を可能とすることが必要であろう。確定拠出年金は、企業型の資格喪失年齢は最長で65歳とすることができるが、iDeCoの資格喪失年齢は60歳である。企業には65歳までの雇用確保措置を講じることが義務づけられ、60歳以上の就業者が増加しているなか、iDeCoについても資格喪失年齢を少なくとも65歳まで引き上げることが必要である。

自動移換者については、その人数が多いことが懸念される。iDeCoが更に普及し、国民に制度が周知されれば自動移換者が減少することも期待されるが、退職時に加入者本人にiDeCoへの資産移換手続きを求める方法では限界があり、抜本的な対策を検討すべきであろう。

5. 高齢期の資産形成に向けて

iDeCoは税制優遇を伴う資産形成の一手段として有効であるが、会社員については企業年金、国民年金第1号被保険者については国民年金基金も高齢期の所得確保に果たす役割が大きい。そこで、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金の3つの企業年金と、国民年金基金の加入状況を確認する。

まず、企業年金の加入者数の推移をみると、2001年に創設された企業型確定拠出年金と、2002年に創設された確定給付企業年金は、この15年で加入者数が大きく増加している一方で、厚生年金基金の加入者数は大きく減少している（図表5）。厚生年金基金の加入者数が急減しているのは、2002年4月に代行返上⁵が認められた上に、2014年4月以降は新規設立が認められておらず、既存基金については確定給付企業年金への移行または解散が促されているためである。

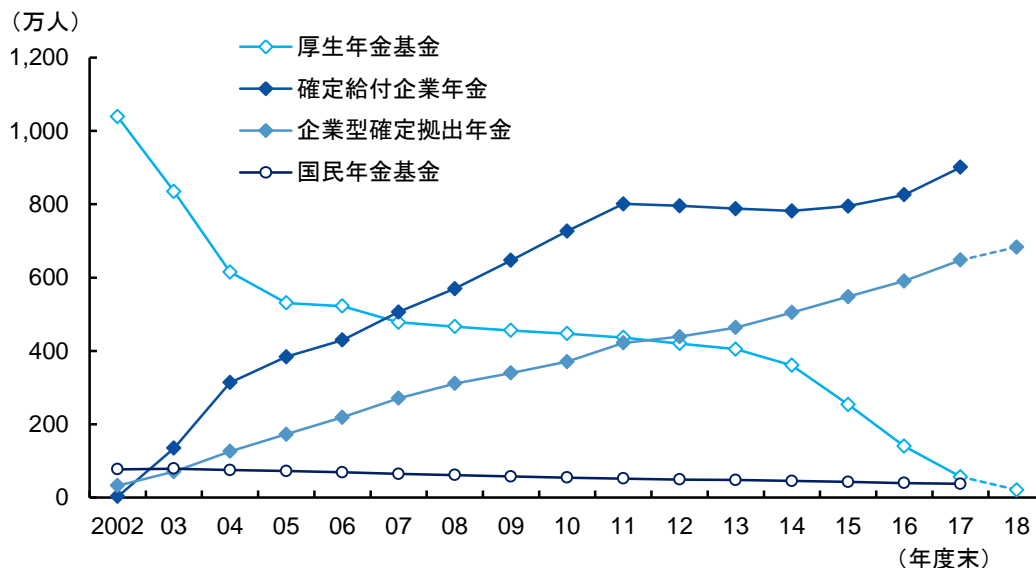
直近の加入者数は、企業型確定拠出年金が684万人(2018年6月末)、確定給付企業年金が901万人(2018年3月末⁶⁾、厚生年金基金が21万人である(2018年9月1日現在の現存基金の2017年3月末時点における加入者数)である。

複数の企業年金を実施している企業があるため、2つ以上の企業年金に加入している加入者がいるが、厚生労働省によると、重複加入を控除した企業年金加入者が厚生年金被保険者に占める割合は4割弱であり⁷、6割以上の会社員は企業年金に加入していない。

一方、国民年金基金は、国民年金第1号被保険者の高齢期の所得保障を目的とした上乘せ年金であり、1991年に創設された制度である。掛金によりあらかじめ将来の給付額が決まっている点や、原則として終身年金である点等がiDeCoとは異なる。国民年金基金には、都道府県別に設立された47の「地域型基金」と職種別に設立された25の「職能型基金」がある⁸。同制度の加入者数は、2003年度末の79万人(地域型66万人、職能型13万人)から減少が続いており、2017年度末には37万人(同31万人、6万人)となっている。国民年金基金の加入者が国民年金第1号被保険者(2016年度末時点で1,575万人)に占める割合は約2%程度にとどまる。

わが国では、平均寿命が延び、公的年金の給付水準の抑制が予定されているなかで、高齢期の所得確保に向けて現役時代からの計画的な資産形成がますます重要になっている。制度改正後のiDeCoの加入者が急増したとはいえ、100万人を超えた程度では「普及した」というにはほど遠い。国民の資産形成を後押しするためには、前述の拠出限度額の引き上げや資格喪失年齢の引き上げなど、利用しやすい制度となるよう継続的にiDeCoの制度見直しを進めるとともに、他の制度についても必要に応じて改革を図ることが必要であろう。

図表5 企業年金等の加入者数の推移



(注) 17年までは年度末。18年は企業型確定拠出年金は6月末の加入者数、厚生年金基金は9月1日現在の現存基金の2017年3月末時点における加入者数。

(資料) 厚生労働省、国民年金基金連合会資料等より、みずほ総合研究所作成

¹ 企業型確定拠出年金では、規約に定めることにより加入者も一定の範囲内で事業主掛金に上乗せして掛金を拠出できる。個人型確定拠出年金では、従業員100人以下で企業年金を実施していない事業主を対象とした中小事業主掛金納付制度があり、事業主は加入者掛金に上乗せして掛金を拠出できる。

² 改正前にiDeCoに加入できたのは、国民年金第1号被保険者（農業者年金の被保険者、国民年金保険料の免除者を除く）と、国民年金第2号被保険者のうち企業年金のない企業の従業員のみだった。改正後は、これに加えて、その他の国民年金第2号被保険者（企業型確定拠出年金の加入者は規約でiDeCo加入が認められていない者を除く。公務員や私学共済の加入者を含む）、国民年金第3号被保険者も対象となり、ほぼ全ての現役世代がiDeCoに加入できるようになった。

³ 付加保険料は、国民年金第1号被保険者が定額保険料（2018年度は月額16,340円）に上乗せして納付する保険料で月額400円。付加年金額は、200円×付加保険料納付月数（年額）。

⁴ 企業型確定拠出年金における運用指図者は、60歳または60歳以上65歳以下で規約に定める資格喪失年齢に到達して加入者の資格を喪失した者等である。

⁵ 厚生年金基金は公的年金である厚生年金の一部を代行しているが、2002年4月以降はその代行部分を国へ返上し、確定給付企業年金へ移行する基金や、解散する基金が多かった。

⁶ 信託協会、生命保険協会、全国共済農業協同組合連合会「企業年金（確定給付型）の受託概況」（2018年3月末現在）による。

⁷ 第20回社会保障審議会企業年金部会（2018年4月20日）資料によると、2017年3月末時点で厚生年金被保険者に占める企業年金加入者等の割合は38.2%。

⁸ 2019年4月1日に地域型47基金と職能型のうち22基金が合併し、「全国国民年金基金」となる。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。